◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01

○開発室蘭第５号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名

ア　日高自動車道新冠町大節婦川橋上部中央工事（以下「①工事」という。）

イ　日高自動車道新冠町大節婦川橋上部東工事（以下「②工事」という。）

（①工事及び②工事いずれも電子入札及び電子契約対象案件）

⑶　工事場所

①工事及び②工事　北海道新冠郡新冠町

⑷　工事内容

①工事　橋梁延長：Ｌ＝555m（支間50m＋２＠87m＋３＠92m＋53m）、橋梁形式：７径間連続ＰＣ箱桁橋、工事延長：Ｌ＝590m（ＳＰ＝61,440～ＳＰ＝62,030）、施工延長：Ｌ＝187m（支間47.5m＋92m＋47.5m）、上部工、付属物工：Ｎ＝１式、架設方法：張出し架設工法

②工事　橋梁延長：Ｌ＝555m（支間50m＋２＠87m＋３＠92m＋53m）、橋梁形式：７径間連続ＰＣ箱桁橋、工事延長：Ｌ＝200m（ＳＰ＝61,823.5～ＳＰ＝62,023.5）、施工延長：Ｌ＝189.5m（支間44.5m＋92m＋53m）、上部工、付属物工：Ｎ＝１式、架設方法：張出し架設工法

⑸　工期

①工事　契約締結日の翌日から令和７年３月28日まで。

②工事　契約締結日の翌日から令和６年10月31日まで。

⑹　使用する主要な資機材

①工事　コンクリート：Ｖ＝3,200㎥、鉄筋：Ｗ＝400ｔ、ＰＣケーブル：Ｗ＝170ｔ

②工事　コンクリート：Ｖ＝2,600㎥、鉄筋：Ｗ＝360ｔ、ＰＣケーブル：Ｗ＝80ｔ

⑺　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。ただし、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

⑻　本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。

⑼　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑽　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型Ｓ型）の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）に係るものを除く。

⑾　本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。

⑿　本工事は、「施工者と契約した第三者による品質証明の試行について（平成25年２月28日付け国地契第73号、国官技第245号、国北予第46―２号）」による「施工者と契約した第三者による品質証明」の試行対象工事である。

本工事においては、工事施工中、施工者と契約した第三者の品質証明者が工事の実施状況、出来形及び品質について契約図書との適合状況の確認を行った上で品質証明結果としてとりまとめ、発注者はその結果を踏まえて既済部分検査及び完成検査を行うこととする。

また、支払い条件は「出来高部分払方式」を採用する。

なお、本試行の実施に当たっては、「施工者と契約した第三者による品質証明実施要領」及び「施工者と契約した第三者による品質証明業務運用ガイドライン（案）」に基づき行うものとするが、第三者の品質証明者が確保できない等の場合には、協議するものとする。

⒀　総価契約単価合意方式の適用

ア　本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

イ　本方式の実施方式としては、

(ｱ)　単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。(ｲ)において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式）

(ｲ)　包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）

があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、アの協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

ウ　受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。

エ　その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。

⒁　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出時に積算に必要な直接工事費について記載した見積書（以下「見積書」という。）の提出を求め、見積書を予定価格に反映させる工事である。

⒂　本工事は、施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

⒃　本工事は、週休２日による施工の対象工事である。受注者は契約後、週休２日による施工を行わなければならない。

⒄　本工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン」の試行対象工事である。

⒅　本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

⒆　本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、新技術活用の促進を図るため、施工者が原則１技術以上の新技術を選定したうえで活用を図る新技術活用工事である。

⒇　本入札公告に記載の工事は、企業の技術力審査・評価を効率化するため、入札公告、申請書等の提出期限、入札、開札及び落札者決定のそれぞれについて、同一日に行う複数の工事において資料及び施工計画を共通化して審査を行う一括審査方式の試行対象工事である。

下記に記載する試行対象工事に同時に参加を希望する場合は、いずれかの工事において資料及び施工計画を提出し、資料及び施工計画を提出しない他の工事においては、入札説明書で示す別記様式９を資料及び施工計画に代えてそれぞれ提出すること。

ただし、申請書については、参加を希望する工事毎に提出すること。詳細は入札説明書による。

なお、本試行対象工事においては、配置予定技術者の申請は１名のみ（特定建設工事共同企業体の場合は各構成員１名ずつ）とし、対象工事ごとに別々の技術者を申請することは認めない。

また、落札決定は、次のイの順に行い、本試行対象工事のいずれかの工事を落札した場合は、落札した工事以降に落札決定する工事の入札は無効とするので速やかに辞退の申し出を行うこと（組合せが同一の構成員による特定建設工事共同企業体についても同様とする。）。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもか